



おおあらい

Vol.415



■NHK茨城県域デジタルテレビ放送で大洗町の情報発信中!! (大洗海の大学より、サーフィン教室のPR)

特集

大洗サンビーチ「快水浴場百選」に選定!! ... P.2~3

Index

- 老人保健・自己負担限度額の変更 P.4・5
- 大洗町地域包括支援センター開設 P.5
- 児童手当・浜っ子すこやか奨励金のこと P.6・7
- くらしの情報 P.8・9
- 大洗海の大学7月カリキュラム P.10
- まちのできごと P.11~13
- みんなのひろば P.14・15

7

2006



大洗サンビーチ 「快水浴場百選」に認定!!

環境省は、人々が水に直接触れることができる個性ある水辺を積極的に評価し、これらの快適な水浴を広く普及することを目的として、「美しい」、「清らか」、「安らげる」、「優しい」、「豊かな」という水辺に係る新たな評価軸に基づき、全国百カ所の水浴場を、「快水浴場百選」として選定しました。

一定の要件を満たした全国40都道府県から191水浴場の推薦があり、このなかで、大洗サンビーチが「快水浴場百選」として認定されました。

選定基準（5段階評価）

- ①美しい水辺（水質、自然景観）……………★★★★
- ②清らかな水辺（環境への配慮）……………★★★★★
- ③安らげる水辺（安全性）……………★★★★★
- ④優しい水辺（利便性）……………★★
- ⑤豊かな水辺（水と人との関わり）……………★

「快水浴場百選」の経緯

環境省は、水質が良好で快適な水浴場を広く普及することを目的として、平成10年に「日本の海水浴場55選」を選定、13年には「日本の海水浴場88選」として再選定を行いました。

今回再選定後5年が経過したことから、選定基準を改正し「快水浴場百選」を選定しました。

主な改正点として、選定基準をわかりやすい身近な視点のものとし、水と人との関わりに関する豊かな水辺の視点が追加されました。

平成10年の「日本の水浴場55選」には、大洗海水浴場が選定されています。



大洗海水浴場

美しく優しい水辺

澄んだ水と白砂青松が続く美しい遠浅の海水浴場として知られる大洗サンビーチは、昨年の海水浴開設期間（37日間）において約55万人の多くの皆さまに利用されております。

サンビーチ海水浴場は、日本初のバリアフリービーチとして障害者や高齢者のための専用駐車場や更衣室、シャワー、トイレ、水陸両用車いすなどを完備しており、優しい水辺空間として整備されております。



▲水陸両用車いす

障害者用スロープ▶



清らかで安全な水辺

海水浴シーズンを前に、地域ボランティアや各種団体の皆さんで取り組んでいる「クリーンアップ大洗」の実施や、ビーチクリーナーによる浜辺の清掃。また、「ビーチクリーンキャンペーン」では浴客にごみ袋を配布し、分別に協力いただいております。

安全面においては、大洗サーフ・ライフセービング・クラブ（NPO法人 ワイルドワイズ・ジャパン）を中心に水難事故防止に努めており、現在13年間死亡事故ゼロの記録を続けております。



▲大洗の海の安全を守るサーフ・ライフセービング・クラブ

◀クリーンアップ大洗

豊かな水辺

海水浴場内に、年々砂が堆積し、砂浜部の面積が拡大（現状おおよそ縦550m×1,600m）している人工海浜サンビーチとして、背後の海浜公園と一体となったイベントの実施や、ビーチバレー、サーフィン、ボディボードなどのビーチスポーツも盛んに開催されており、年間を通して賑わいをみせている豊かな水辺として整備されております。



▲全日本ビーチレスリング大会

OARAI CUP

サーフィン&ボディボード▶

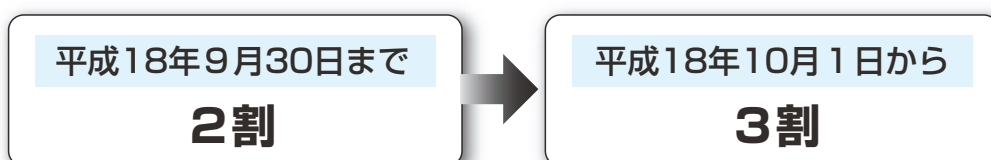


老人保健の 自己負担割合・高額医療費の 自己負担限度額が変更になります

70歳以上の人

70歳以上で一定以上の所得がある人の自己負担割合が変わります

70歳以上で、一定以上所得のある人は、医療機関に支払う自己負担割合が変更になります。



●自己負担割合

区 分	負担割合	該 当 要 件
一定以上の所得者	3割	同一世帯（課税所得が145万円以上）で、70歳以上の方または老人保健で医療を受ける方がいる場合。 ただし、70歳以上の方及び老人保健で医療を受ける方の収入合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は「一般」の区分と同じ1割負担となります。
一 般	1割	一定以上の所得者以外の方で同一世帯の中に市民税が課税されている場合。
区分Ⅱ	1割	同一世帯の世帯主及び世帯員全員と、老人保健で医療を受ける方が市民税非課税の方。
区分Ⅰ	1割	同一世帯の世帯主及び世帯員全員と、老人保健で医療を受ける方が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方。 （ただし、公的年金の所得は控除額を80万円として計算）

※区分Ⅰ・Ⅱの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。担当窓口に申請してください。

高額医療費の自己負担限度額が変わります

同じ月に同一医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合申請をして自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されますが、10月より自己負担限度額が変更になります。

平成18年9月30日まで			平成18年10月1日から		
自己負担限度額（月額）			自己負担限度額（月額）		
	外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）		外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）
一 般	12,000円	40,200円	一 般	12,000円	44,400円
一定以上 所得者	40,200円	72,300円＋ 医療費が361,500円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算 （4回目以降の場合40,200円）	一定以上 所得者	44,400円	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算 （4回目以降の場合44,400円）
区 分 Ⅱ	8,000円	24,600円	区 分 Ⅱ	8,000円	24,600円
区 分 Ⅰ		15,000円	区 分 Ⅰ		15,000円

70歳未満の人

高額医療費の自己負担限度額が変わります

70歳未満の人と同じ月に同一の医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合、申請をして自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されますが、10月より自己負担限度額が変更になります。

平成18年9月30日まで

自己負担限度額（月額）

	3回目まで	4回目以降 ※2
一 般	72,300円＋ 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円
上 位 所得者 ※1	139,800円＋ 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

平成18年10月1日から

自己負担限度額（月額）

	3回目まで	4回目以降 ※2
一 般	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
上 位 所得者 ※1	150,000円＋ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯。

※2 過去12か月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

老人保健で医療を受けている方で、10月1日から自己負担割合が変わることについては、7月末に受給者証の変更手続きがあります。該当する方については、7月中旬に通知いたします。

問合せ／福祉課国保年金係（内線157）

【センターの主なおしごと】

総合相談窓口

さまざまな相談に応じ、介護保険だけでなく他の制度や関係機関のサービスを紹介します。

介護予防ケアマネジメント

高齢者の生活機能の維持向上を図るためにケアプランの作成をおこないます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援

ケアマネジャーへの困難事例に対する助言指導及び、関係者間で連携できるような支援をおこないます。

権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めています。

問合せ／大洗町地域包括支援センター

☎267-4100

大洗町磯浜町6881-192

シルバー人材センター2階

高齢者のみなさまが住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、相談や支援を行なうための拠点として、6月から大洗町地域包括支援センターを開設しました。地域包括支援センターでは、専門職として保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、介護や福祉など高齢者に関する様々な相談や介護予防ケアプランの作成を行います。相談はお電話でもお受けいたします、お気軽にご利用ください。



大洗町地域包括支援センターを
開設しました

・ 浜っ子すこやか報奨金のこと

称	児童扶養手当			児 童 手 当																																																							
的	父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない児童の母親、あるいは母に代わりその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願い支給します。			児童を養育している方に対し、家庭での生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的として支給します。																																																							
受け れる人	支給の対象となる児童 ①父母が婚姻を解消した児童 ②父が死亡した児童 ③父が一定の障害の状態にある児童 ④父の生死が不明である児童 ⑤父が継続して1年以上遺棄している児童 ⑥父が継続して1年以上刑務所等に拘禁されている児童 ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童 ⑧母が子を懐胎した当時の事情が不明である児童 ※事例により手当が支給されない場合があります			平成18年4月1日から児童手当制度が拡充さ、併せて、所得制限が引き上げられました。 3歳未満の児童を養育している方 （児童手当・特例給付） 3歳以上12歳以下（12歳の誕生日から最初の3月31日までにある者）の児童を養育している方（修了前特例給付）																																																							
制限	<table><tr><th rowspan="2">扶養親族の数</th><th colspan="2">受給資格者本人の所得制限限度額</th><th rowspan="2">配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額</th></tr><tr><th>全部支給</th><th>一部支給</th></tr><tr><td>0人</td><td>45.8万円</td><td>154.0万円</td><td>236.0万円</td></tr><tr><td>1人</td><td>90.4万円</td><td>192.0万円</td><td>274.0万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>132.6万円</td><td>230.0万円</td><td>312.0万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>174.8万円</td><td>268.0万円</td><td>350.0万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>217.0万円</td><td>306.0万円</td><td>388.0万円</td></tr><tr><td>5人</td><td>259.2万円</td><td>344.0万円</td><td>426.0万円</td></tr></table>			扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額		配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額	全部支給	一部支給	0人	45.8万円	154.0万円	236.0万円	1人	90.4万円	192.0万円	274.0万円	2人	132.6万円	230.0万円	312.0万円	3人	174.8万円	268.0万円	350.0万円	4人	217.0万円	306.0万円	388.0万円	5人	259.2万円	344.0万円	426.0万円	<table><tr><th rowspan="2">扶養親族の数</th><th colspan="2">受給資格者本人の所得制限限度額</th></tr><tr><th>国民年金</th><th>厚生年金等</th></tr><tr><td>0人</td><td>460.0万円</td><td>532.0万円</td></tr><tr><td>1人</td><td>498.0万円</td><td>570.0万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>536.0万円</td><td>608.0万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>574.0万円</td><td>646.0万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>612.0万円</td><td>684.0万円</td></tr><tr><td>5人</td><td>650.0万円</td><td>722.0万円</td></tr></table> ※平成18年4月分の手当より適用			扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額		国民年金	厚生年金等	0人	460.0万円	532.0万円	1人	498.0万円	570.0万円	2人	536.0万円	608.0万円	3人	574.0万円	646.0万円	4人	612.0万円	684.0万円	5人	650.0万円	722.0万円
扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額		配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額																																																								
	全部支給	一部支給																																																									
0人	45.8万円	154.0万円	236.0万円																																																								
1人	90.4万円	192.0万円	274.0万円																																																								
2人	132.6万円	230.0万円	312.0万円																																																								
3人	174.8万円	268.0万円	350.0万円																																																								
4人	217.0万円	306.0万円	388.0万円																																																								
5人	259.2万円	344.0万円	426.0万円																																																								
扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額																																																										
	国民年金	厚生年金等																																																									
0人	460.0万円	532.0万円																																																									
1人	498.0万円	570.0万円																																																									
2人	536.0万円	608.0万円																																																									
3人	574.0万円	646.0万円																																																									
4人	612.0万円	684.0万円																																																									
5人	650.0万円	722.0万円																																																									
(月額)	対象児童数 全部支給 一部支給 1人 41,720円 年間収入額の増加に応じて手当額を加えた総収入額がなだらかに増加するよう手当額を41,710円(月額)から9,850円(月額)まできめ細かく設定。 2人 46,670円 3人 49,720円 4人以上1人につき 3,000円ずつ加算 (平成18年4月分以降の手当より適用)			第1子 5,000円（月額） 第2子 5,000円（月額） 第3子以降 10,000円（月額）																																																							
ける 手続き	住所地の市町村へ認定請求書の提出が必要になります。この手当は県の各福祉事務所で県知事の認定をうけることにより支給されます。 手当を受ける方の支給要件により添付する書類が異なりますので、市町村の提出先で確認してください。 ※ご注意を!! 受給資格がなくなった方は、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくことになりますので、御注意ください。			出生や転入により新たに受給資格が生じた場合、市町村の窓口（公務員は勤務先）に「認定請求書」の提出が必要です。 〔必要書類〕 ①年金加入証明書または保険証の写（請求者がサラリーマンである場合） ②児童手当用所得証明書（当該市町村にその年の1月1日に住所のない方） ③請求者本人名義の金融機関の口座番号 ※この他、必要に応じて提出する書類がありますので、提出先で確認してください。																																																							



児童手当・児童扶養手当 特別児童扶養手当

大洗町浜っ子すこやか報奨金の 受給手続きについて

大洗町では、少子化による児童数の減少に伴い出生を奨励し、また、家庭環境の変化による父子家庭等の児童の育成に資することを目的に報奨金を下記により支給します。

1 就学前の児童を養育している父子家庭等 (年度ごとに支給)

4月1日に住民登録がある方

第1子 50,000円の商品券

第2子以降 25,000円の商品券

2 平成13年4月2日以降に出生した第3子 目以上の児童を養育している方

現金100,000円(1人あたりとし、
小学校就学時に支給)

* 上記1、2とも大洗町に住民登録されているものとする。また、転入者については1は月割とし、2は年割とする。基準日は4月1日とする。

* 2に該当する方で大洗町に戸籍がない方は、謄本をお持ちください。

※町独自の制度です。

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養
手当・浜っ子すこやか報奨金は受給資格
があっても請求しないと手当で受給で
きませんのでご注意ください。
問合せ 福祉課社会福祉係
☎(267) 5111

特別児童扶養手当			名															
精神や身体に障害のある20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。			目															
対象となる障害の程度 特別児童扶養手当 1 級 ①身体障害者手帳のおおむね 1 級・ 2 級程度に該当するもの（内部的疾患を含む） ②療育手帳の総合判定が㉠・ A 程度の知的障害または同程度の精神障害のもの 特別児童扶養手当 2 級 ①身体障害者手帳のおおむね 3 級程度に該当するもの（内部的疾患を含む） ②療育手帳の総合判定が B 程度の知的障害または同程度の精神障害のもの ※ただし、児童が障害による公的年金を受けられる場合や、児童が児童福祉施設（保育所・通園施設等を除く）に入所している場合は受給できません。			手当を ら															
<table><tr><td>扶養親族の数</td><td>受給資格者本人の所得制限限度額</td><td>配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額</td></tr><tr><td>0人</td><td>459.6万円</td><td>628.7万円</td></tr><tr><td>1人</td><td>497.6万円</td><td>653.6万円</td></tr><tr><td>2人以上</td><td>38万円ずつ加算</td><td>21.3万円ずつ加算</td></tr><tr><td>1人につき</td><td></td><td></td></tr></table>			扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額	配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額	0人	459.6万円	628.7万円	1人	497.6万円	653.6万円	2人以上	38万円ずつ加算	21.3万円ずつ加算	1人につき			所得の
扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額	配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額																
0人	459.6万円	628.7万円																
1人	497.6万円	653.6万円																
2人以上	38万円ずつ加算	21.3万円ずつ加算																
1人につき																		
等級 対象児童1人につき 1 級 50,750円 2 級 33,800円			支給額															
住所地の市町村へ請求書の提出が必要になります。この手当は県知事の認定をうけることにより支給されます。 〔必要書類〕 ①請求者と対象児童の戸籍謄（抄）本 （外国人の方は記載事項証明書） ②請求者と対象児童の含まれる世帯全員の住民票の写し ③所定の診断書（用紙は市町村に備えてあります） ④印鑑と請求者本人名義の郵便貯金通帳 ※この他、必要に応じて提出する書類がありますので、提出先で確認してください。			手当をう ための															



国保税の確定のために 申告を忘れずに

国民健康保険税は、昨年中の所得と今年度の固定資産税を基準に、8月に確定します。所得の申告をしていないと減額制度が受けられませんが、収入の有無にかかわらず必ず申告をしてください。

【減額制度】

納税義務者（世帯主）と被保険者になっている世帯全員の昨年中の合計所得が33万円以下の場合

国保税の均等割額と平等割額の6割が減額されます。

世帯全員の昨年中の合計所得が、次の計算式で出た額よりも少ない場合

33万円＋（世帯主以外の世帯員数×24万5千円）

国保税の均等割額と平等割額の4割が減額されます。

問合せ／福祉課国保年金係

（内線157）

金婚式（結婚50周年） 記念表彰

対象／町内在住で、平成18年1月1日～12月31日の間に金婚式を迎える夫婦（昭和31年に婚姻された夫婦）

☆戸籍上の婚姻に限ります。

申請期限／8月1日（火）

☆申請用紙は福祉課に備えてあります。

選考／審査・決定後、敬老会で表彰します。

問合せ／福祉課社会福祉係

（内線151）

家族介護慰労金の支給

対象／町民税非課税世帯で要介護4・5に相当する高齢者

（内線151）

特別障害給付金制度 について

を、過去一年間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族

支給金／10万円

申請期間／8月1日～31日

☆申請用紙は福祉課に備えてあります。

問合せ／福祉課社会福祉係

（内線151）

大洗町職員採用統一試験

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

支給の対象となる方

◇昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者

◇平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生であって、当時、任意加入し

ていなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障害に該当する方。ただし、65才に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金・障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、社会保険庁長官の認定が必要になります。

問合せ／福祉課国保年金係

（内線160）

大洗町職員採用統一試験

大洗町職員採用試験を次のとおり行います。

受験資格／

①の資格を有し、②の欠格事項のいずれにも該当しない人

①受験資格

ア．昭和55年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人で、大学卒業又は大学卒業見込みの人

イ．昭和58年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人で、短大卒業又は短大卒業見込みの人

ウ．昭和61年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人で、高校卒業又は高校卒業見込みの人

②欠格事項

ア．日本の国籍を有しない人

イ．地方公務員法第十六条の規定に該当する人

試験日及び試験場／

第1次試験（教養試験）

平成18年9月17日（日）

茨城大学

第2次試験 10月下旬

受験手続／申込用紙は総務課総務係に請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先明記、120円切手貼付）を同封してください。

受付期間／

7月3日～8月2日

申込先・問合せ／

総務課総務係（内線231）

〒311の1392 大洗町

磯浜町6881の275

7月3日～8月2日

申込先・問合せ／

総務課総務係（内線231）

〒311の1392 大洗町

磯浜町6881の275

夏期有料駐車場の開設

有料期間／7月15日（土）～8月20日（日）

●駐車料金

区分	サンビーチ	大洗海岸
大型車	3,000円	2,390円
中型車	1,300円	990円
普通車	1,000円	780円
二輪・原付	400円	320円

町営プールが 休止になります

町営プールは、昭和55年7月にオープン以来25年が経過し、多くの皆さんにご利用していただきましたが、ここ数年大きく老朽化が進んでおります。これらの修繕等には多額の費用を要する状況であり、利用者も年々減少傾向にあります。

このようなことから、18年度においては、町営プールを休止させていただきますので、皆さまのご理解とご協力

をよろしくお願いいたします。

プール事業については、施設のあり方などを含めて検討会を設置し協議していきます。

今後プールを利用される方は、ゆつくり健康館内のプールをご利用ください。

問合せ／生涯学習課

☎（267）0230

漁業に関する本を 販売しています

磯浜築港や磯浜堀割港の建設前後の多岐にわたる史料や防波堤図、戦後の漁業復興から大洗港建設に至る、明治時代初期から昭和40年代までの港湾や漁業に関する史料集です。

今は埋め立てられ変貌を遂げましたが、お爺さんやお婆さんが見てきた磯浜の風景を確認することができます。

『大洗町の漁業関係史料集（大洗町史料集第3集）』。

A5判100頁。税込820円。郵送を希望する場合、送料として別途210円がかかります。

問合せ／生涯学習課

☎（267）0230

特設人権相談

日時／7月20日（木）

10時～15時

場所／役場3階会議室

相談員／人権擁護委員

問合せ／町長公室

（内線212）

心配ごと相談

相談日／8月11日（金）

場所／ゆつくり健康館1階

ボランティア室

時間／13時30分～15時

☆在弁護士・要予約

申込み／社会福祉協議会

☎（266）3021

図書室

休館日／毎週月曜日

貸出時間／9時30分～16時30分（7/20～8/31は17時30分まで）

新着本／「棄霊島」内田康夫・著／「弥勒の月」あさのあつこ・著／「ハリーポッターと謎のプリンス」J・K・ローリング・著

◆寄贈ありがとうございました

黒沢 勇さん・高橋紀恵子さん・宮本明さん（順不同）

となりのまちから

「第28回東海まつり」（東海村）

東海まつり（8月5日（土））

会場／駅東大通り（JR東海駅東口を出てすぐ）

内容／オープニングセレモニー、東海音頭・山車・みこしなどのパレード

花火大会（8月6日（日））

会場／阿漕ヶ浦公園（国道245号沿い）

問合せ／東海まつり実行委員会事務局

（☎283-2141）

第16回笠間のまつり

期日／8月16日（水）・19日（土）

開催内容及び場所／

8月16日（水）

- ・灯籠流し 18:30～20:30 亀ヶ橋北公園
- ・実施本部及び警備本部 亀ヶ橋北公園

8月19日（土）

- ・ねぶた&光のオブジェ&神輿パレード 18:00～21:30

問合せ／笠間市観光課

☎0296-77-1101（内線511）

大洗夏のイベント（7月）

イベントの名称	開催日	開催場所
06ビーチバレーin大洗	7月29日（土）～30日（日） 9:00～15:00	大洗サンビーチバレーコート
大洗海上花火大会	7月29日（土）延期7月30日（日） 19:30～21:00	大洗サンビーチ
第2回全日本ビーチレスリング選手権大会	7月30日（日） 10:00～15:00	大洗サンビーチ

町の人口と世帯 （5月末現在）

人口	19,084人
男	9,451人
女	9,633人
世帯数	6,867世帯
転入	43人
出生	15人
転出	42人
死亡	13人

今月の納期

固定資産税（第2期）
下水道受益者負担金

納期は7月31日までです。

大洗海の大学7月カリキュラム

「ヨット体験クルージング」

内 容 大洗マリーナに艇を置くクルーザーヨットのオーナーと一緒に太平洋に出航する講座。
日 時 7月23日(日) 【午前の部】9:30～12:00 【午後の部】13:30～16:00
参 加 費 2,000円(チャーターの場合 1艇10,000円)
集合場所・時間 大洗マリーナ クラブハウス 開始時間の15分前までに **対 象** 小学生以上(小学生は保護者同伴)
持 ち 物 防寒用衣類または雨天時用カッパ、着替え、サングラス、帽子、飲み物

「涸沼クリーン作戦(しじみ産卵体験)」

内 容 しじみの産卵を体験し、しじみ採りに挑戦します。その後4ヶ月後に3mm～5mmの稚貝を放流します。翌年の初夏には大きく成長しているでしょう。年間を通した事業で、その間に涸沼の環境について学び、涸沼周辺のごみを拾ったりします。
日 時 7月15日(土) 9:30～12:00 **参 加 費** 1,000円/1名
開催場所 涸沼 **対 象** 小学校4年生以上 20名

「海の日ANCOプロジェクト(ハマヒルガオ復活作戦)」

内 容 ハマヒルガオを育てよう・ビーチクリーン・地域通貨「ANCO」券プレゼント
日 時 7月17日(月)海の日 10:00～13:00
参 加 費 無料 **開催場所** 大洗海岸&大洗海の大学研修実習室
対 象 どなたでも参加できます



「とんぼ玉教室」

内 容 とんぼ玉とは、真ん中に穴のあいたガラス玉の総称です。
日 時 7月23日(日) 経験者の部10:00～12:00 初心者部13:00～15:00
参 加 費 経験者1,500円(材料費込み) 初心者1,000～1,500円(材料費込み)
開催場所 大洗海の大学 研修実習室 **対 象** 小学校4年生以上

「サーフィン教室」

内 容 初めて挑戦する人でも大丈夫。元プロサーファーがサーフィンの基本から指導します。
日 時 7月24日(月)、7月28日(金) 9:00～12:00
参 加 費 小学生2,000円 中学生以上2,500円 親子4,000円/1組
開催場所 大洗サンビーチ **対 象** 小学校4年生以上 30名
レンタル ボード/ウェットスーツ 各1,000円



「ボディボード教室」

内 容 インストラクターがボディボードの基本から指導します。
日 時 7月24日(月)、7月28日(金) 13:00～16:00
参 加 費 小学生2,000円 中学生以上2,500円 親子4,000円/1組 **開催場所** 大洗サンビーチ
対 象 小学校4年生以上 30名 **レンタル** ボード 500円/ウェットスーツ 1,000円

「貝あわせ教室」

内 容 大洗特産の大ハマグリ貝殻に季節の絵柄を描く教室です。
 毎月1回、継続して受講できる講座です。
日 時 7月26日(水) 13:30～16:00 **参 加 費** 1,500円(初回のみ2,000円)
開催場所 大洗海の大学 研修実習室 **対 象** どなたでも参加できます。30名

「海の子ども会(まるごとキャンプ7日間)」

内 容 子どもたちだけでキャンプ場に寝泊まりし、大洗のビーチや沼や川などで、お互いに助け合いながらマリンスポーツを楽しみ年代の交流や地域交流をします。さらに地元のお年寄りと一緒に昔遊びをし、食事を一緒に作ります。
日 時 7月30日(日)～8月5日(土) **参 加 費** 35,000円/1名
開催場所 大洗海の大学、大洗サンビーチ、涸沼、大洗海岸ほか
対 象 小学校4年生以上中学生まで 20名



法人 大洗海の大学

〒311-1311 茨城県東茨城郡大洗町大貫町1212-57

大洗町体験活動交流センター内

TEL 029-266-3322 FAX 029-267-5417

E-mail umi@anco-oarai.org URL <http://www.anco-oarai.org>

申し込み方法

すべてのカリキュラムについて、随時受付を行っております。

※電話・FAX・Eメールでお申し込み下さい。
 尚、定員になり次第締め切ります。

随想

オンラインワンの魅力を売って、さらなる飛躍へ

大洗町長 小谷隆亮

わが大洗が最も賑わい活気づく夏を間近に控え、恒例の「クリーンアップ大洗」が全町を挙げて開催され、約6,000人の方々にご参加をいただきました。ご承知のとおり、国では行財政改革として「三位一体の改革」も推進され、分権としての機能も強められつつあります。国から地方へ、官から民への取り組みも強まっている昨今であり、私たちの町が以前から実施しておりますこうした取り組みは、町民ひとり一人が地域の為、人の為に今何をするべきか、何ができるかといった意識改革の表れであります。町民自らが町をきれいにしようとする取り組みは町の誇りであり、美しい町をつくっていかうという意識の高まりに感謝するとともに、今一度、わが町の魅力に触れてみたいと思います。

わが町は、三方水に囲まれた素晴らしい自然環境を有しており、澄んだ水とこのほど快水浴百選にも選ばれたサンビーチ、その海浜を縁取るように並ぶ青松からは新鮮な空気が町に供給され、心癒される快適な生活が出来る自然環境があります。また、その素晴らしい自然の恵みからは、新鮮な海の幸と山の幸が四季を通して味わうことができ、年間を通した魅力満載の観光リゾート地であります。既存観光施設はもとより、新たな観光スポットとして誕生した大洗リゾートアウトレットがわが町に与えた影響は大きく、今まで以上に多くの家族連れや若い方々が訪れております。北関東自動車道、百里飛行場の民間共用化等の整備も進み、今後ますます交通体形も整い利便性が増してまいります。

さらに、観光面だけではなく、教育面においても生徒の自主性を育み成果をあげている教科教室型学校、福祉面では、健康増進のためのいきいき体操、ちょっくら健康館の開催、医療対策として、従来の制度の外に、町独自に乳幼児に対する外来自己負担や入院及び食事医療費の自己負担の無料化など、子供を安心して生み育てる環境も充実しております。今後は、団塊の世代と言われる方々の受け入れも視野に入れた町づくりの検討にも取り組んでまいります。

わが町には、生活してみても分かる素晴らしい魅力がまだまだたくさん隠されております。町民ひとり一人が大洗町の良さを再確認するとともに、自らが情報発信し地域の魅力を多方面に伝えていくことも大切な方策のひとつと考えております。

これから迎える夏本番、さらに多くのお客様が訪れることは必至であります。リピーターとして何度も足を運んでいただいている方、初めて訪れる方、全てのお客様に大洗の魅力を広く、深く理解していただき「もう一度大洗へ行きたい」「大洗に住んでみたい」と思っただけのよう、尚一層、魅力あるまちづくりへ皆さんと共に力を注いでまいります。

7月は社会を明るくする運動強化月間です

「社会を明るくする運動」は犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、みんなで力をあわせて犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今年の重点目標は、「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める」としました。

大洗町では、今年も社会を明るくする運動実行委員会が中心となり、大洗駅など街頭でリーフレットなどの配布を行い、犯罪や非行のない明るい社会づくりを呼びかけています。



地域ぐるみで防犯対策
誰もが安全・安心に
暮らせる町を目指し

松川地区 自警団発足



7件と、三年連続で減少し、犯罪の増加傾向に一定の歯止めをかけることが出来ました。しかし、自動車盗難や詐欺などの知能犯及び性犯罪は、増加傾向にあります。

【町からお願い】
犯罪のない安全な生活環境を実現するために、地域の皆さんが一体となって、犯罪の防止に取り組む活動が町内各地で盛んになっています。皆さんの地域でも、身近にできることから始めてみてください。

平成17年における県内の刑法犯認知件数(暫定)は、52,266件で、平成16年に比べマイナス3,361件と減少しています。

問合せ／生活環境課生活安全係
☎267-5111
(内線241)